

○十日町市認可地縁団体印鑑条例施行規則

平成17年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、十日町市認可地縁団体印鑑条例(平成17年十日町市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保管)

第2条 認可地縁団体印鑑登録原票は、登録番号順に保管するものとする。

(保存期間)

第3条 認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類 2年

(印鑑登録原票の更新)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票が汚染又は損傷のため更新が必要と認めるときは、登録している認可地縁団体印鑑を提出させ、これを更新することができる。

(押印に使用する印鑑)

第5条 認可地縁団体印鑑を押印するには、朱肉を使用しなければならない。

(申請書等の様式)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録又は証明についての書類の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書 様式第1号
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票 様式第2号
- (3) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 様式第3号
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書 様式第4号
- (5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 様式第5号
- (6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書 様式第6号

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、印鑑の登録又は証明に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十日町市認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成5年十日町市規則第30号)、中里村認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成9年中里村規則第12号)、松代町認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成15年松代町規則第10号)又は松之山町認可地縁団体印鑑登録証明条例施行規則(平成8年松之山町規則第17号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定による手続により作成された印鑑原票及び認可地縁団体印鑑登録証明書は、それぞれこの規則の相当規定による手続により作成された印鑑原票及び認可地縁団体印鑑登録証明書とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなし、この規則の施行の際現に保存されている書類の保存期間は通算する。

様式第1号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

十日町市長 様

年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(登録資格) 氏名	() 印
	生年月日	
	住所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所
代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面(別紙)が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

別紙

代理権授与通知書(認可地縁団体)

代理人(住所)
(氏名)

(生年月日) 年 月 日

- 代理区分
- 1 認可地縁団体印鑑の登録申請
 - 2 認可地縁団体印鑑証明書の交付申請
 - 3 認可地縁団体印鑑の登録廃止申請

上記の者を代理人として所定の申請権限を委任したので通知します。

年 月 日	(登録印鑑)
十日町市長 様	
本人(住所)	
(氏名)	
(生年月日) 年 月	
日	
本人が来られない理由	

様式第2号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

印影			認可地縁団体の 名称	
			認可地縁団体の 事務所の所在地	
			(登録資格)	()

				氏名)
				生年月日	

登録年月日		年	登録番号		第 号	
		月 日				
廃止 抹消	年月日		廃止 抹消	事由		
認可地縁団体の認可年月日		年 月 日				
代表者等の住所						
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正
認可地縁団体の事務所の所在地の変更						年 月 日修正
						年 月 日修正
						年 月 日修正

様式第3号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

十日町市長 様

年 月 日

登録されている認可地縁団体印鑑				認可地縁団体の 名称	
				認可地縁団体の 事務所の所在地	
				(登録資格) 氏名	()

				生年月日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所
代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面(別紙)が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書						
	印影			認可地縁団体の名称		
				認可地縁団体の事務所の所在地		
				(登録資格) 氏名	()	
				生年月日		
この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。						

年 月 日	新潟県十日町市長	印
-------	----------	---

様式第5号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

十日町市長 様

年 月 日

廃止しようとする認可地縁団体印鑑				認可地縁団体の 名称	
				認可地縁団体の 事務所の所在地	
				(登録資格) 氏名	()
				生年月日	

<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の廃止を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/>本人 住所</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>代理人 氏名</p>

(注意事項)

- この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面(別紙)が必要です。
- 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

新潟県十日町市長

印

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

年 月 日に貴団体の認可地縁団体印鑑の登録を抹消したので、通知いたします。

登録年月日	年 月 日	(抹消の理由)
登録番号	第 号	<input type="checkbox"/> 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名を変更したため <input type="checkbox"/> その他()